

〔論文〕

〈飢えに抗う義務〉のために

——『貧困の倫理学』補論——

目次

- はじめに
 - 1 贈与の倫理
 - 2 世界税の構想
 - 3 資本制の問題
- おわりに

馬 渕 浩 二

はじめに

二〇一五年は、世界の貧困問題を考えるにあたって、第二の節目の年となるはずである。最初の節目は二〇〇〇年である。この年の九月、国連ミレニアム・サミットが開催され、新しい千年紀のために「国連ミレニアム宣言」が採択された。このなかで、人類を極度の貧困状況から解放することが国際社会によって約束されたのである。そののち、その約束は、「国連ミレニアム開発目標」という体系的な形を手にするようになる。その第一目標は、極度の貧困と飢餓の撲滅をかかっている。この第一目標は三つのターゲットからなり、そのひとつは二〇一五年までに一日一ドル未満で生活する人々の割合を一九九〇年の半分にするというものである。それだから、ミレニアム開発目標の約束が現実のものとなるかどうか、この年に明らかとなる。その意味において、二〇一五年は、世界の貧困問題を考えるうえで第二の節目となるわけである。

この目標が達成されない可能性は十分に考えられるという疑義については、ここでは措く。ここでは、この目標が達成されると想定しよう。しかし、たとえこの目標が達成されたとしても、貧困問題の解決にむけた国際社会の責務が解除されるわけではない。なぜなら、この目標そのものが控え目にすぎるからである。この目標が達成されたとしても、依然として、極度の貧困に苦しむ者たちがこの地上にあまた存在しつづけるのである。要するに、ミレニアム開発目標をかりうじて実現することは、世界の貧困問題の解決を意味するのではない。それだから、ミレニアム開発目標が達成されたとしても、国際社会はふたたび継続して貧困問題を真剣に考えなければならない。二〇一五年という年は、そのことをふたたび意識させる年となることだろう。

(2) このような問題意識も動機の一部として含みながら、私は小著『貧困の倫理学』⁽¹⁾を上梓した。この小著は、倫理学、そしてそれに隣接する政治哲学の立場から、世界的貧困者への援助がいかにして正当化しうるのかということ

を論じたものである。つまり、〈飢えに抗う義務〉を倫理的に正当化することが、それだから援助論の理論的な正当化が、この本の主題であった。しかし、世界の貧困問題は、援助についての理論的考察のみによつては解決されない。必要とされるのは、具体的ににながしうるのかということに関する実践的な思考である。小著においては紙幅の都合もあり、そのような実践的課題について論述することができなかった。本稿はこのような実践的課題について触れるものである。したがつて、本稿は小著の補論という位置を占める。本稿では、小著において言及した論考、またそれを敷衍するような論考に依拠しつつ、世界の貧困問題を解決するために、換言すれば〈飢えに抗う義務〉の履行のために提言されている実践的な構想のいくつかを紹介してゆく。

最初に、個人による寄付の正当化を試みたシンガールの論考に定位し、個人がなしうる援助の可能性について触れる(第一節)。つぎに、援助の制度的な側面について考える。世界規模の貧困問題を解決するためには個人の倫理的努力では十分でないはずであつて、なんらかの制度的な改革が必要であらう。もちろん制度改革の範囲はひどく広いわけであるが、ここでは主として世界税の構想を紹介してゆく(第二節)。最後に、貧困問題そのものではないがそれに関連する問題として、貧しい人々がおかれる労働環境の公正さという視点から、資本制の改革という論点に触れることにしたい(第三節)。なお、第二節の執筆にあつては上村雄彦『グローバル・タックスの可能性』⁽²⁾、第三節の執筆にあつては伊藤恭彦『貧困の放置は罪なのか』⁽³⁾の両書から多く学んだことを、あらかじめ記しておく。

1 贈与の倫理

シンガールの提言

貧困問題の解決にむけてなにながしうるかと考えるとき、おそらく真っ先に思い浮かぶのは、一定の金額を寄付するという選択肢であらう。この選択肢を選ぶように強く訴えかけたのが、功利主義の立場に立つ倫理学者シン

ガーである。ここではシンガーの提言を出発点にして、個人の水準でどの程度の援助が可能であるかという問題を考えてみる。初期の論考「飢饉・豊かさ・道徳」⁽⁴⁾の段階で、シンガーは、各個人が「限界効用」(marginal utility)まで寄付すべきである、と主張した。つまり、それを超えて寄付してしまうと、寄付によって防ごうとしている苦痛と同じ程度の苦痛が寄付者自身やその扶養家族に引き起こされてしまうぎりぎりの水準まで、ひとは寄付しなければならぬというのである。⁽⁵⁾これはシンガーによって「強いバージョン」⁽⁶⁾と呼ばれている。強いバージョンは援助する者に相当に重い負担を強いるものであるといつてよい。

一方、シンガーは弱い「穏健なバージョン」も用意している。弱いバージョンは、援助者の側で道徳的に重要な事柄が犠牲にならない限界点まで寄付するよう命じる。弱いバージョンでも現代人のライフスタイルを変えるのに十分なほど人びとに要求すると、シンガーは考える。たとえば、衣類の購入という場面で考えてみよう。弱いバージョンを採用すれば、寒さを凌ぐといった最低限の機能をこえて、おしゃれのために高額な衣服を購入することは許されない。おしゃれな衣服を諦めて質素な衣服を纏ったとしても、飢餓者の生命に匹敵するほどの重要なものが寄付者の側で犠牲になるわけではないからである。同じように、海外旅行もマイカーの所有も疑わしいものになる。現代の経済生活において当然のこととして承認されている消費行動の幅は大変に広いが、その多くは寄付へと振りむけられなければならないし、そうしない者は悪をなしている。そのように若きシンガーは断定する。

そのうち、シンガーは具体的な数字を出して寄付を促すようになる。それは、寄付行為に具体性をもたせるといふ意味ももちろんあるだろうが、寄付行為にたいして一層たしかな実現可能性をもたせるといふ意味もあるにちがいない。というのも、具体的に示される数字は、強いバージョンどころか弱いバージョンすら満たさないものであるからである。つまり、負担の程度がだいたい和らげられているのである。そのような対応には、やむをえない理由がある。というのも、かりにふたつのバージョンが正しいとしても、それらの理路が多くの人びとに受け入れられなければ、ふたつのバージョンにもとづく寄付の正当化の試みは無力なままにとどまるからである。おそらく、シ

ンガーが負担の程度を和らげた具体的な数字を示す背景には、より多くの人びとが寄付に貢献するよう促すという目論見がある。

年収の一パーセント

最初の具体的な数字が提示されているのは『実践の倫理』においてである。そこにおいてシンガーは、豊かな国に住み、平均かそれ以上の生活をしている人びとは、所得の一〇パーセントを寄付してはどうかという基準を示している。⁽⁷⁾ この数字は街頭募金などでなされる一人当たりの募金額よりはかなり多いかもしれないが、聖人君子にしかできないないほどの高い要求水準ではない。シンガーによれば、「これは我々がなすべき最低限であり、もしそれ以下のことしかしなかったら、我々は間違ったことをしているのである」⁽⁸⁾。

『ひとつの世界』においては、もっと低い数字が掲げられている。収入の一パーセントという数字である。⁽⁹⁾ シンガーがこの数字を導くための根拠としているのが、本稿の最初で触れたミレニアム開発目標である。ミレニアム開発目標は二〇一五年までに極度の貧困層の割合を半減するよう目指すものであるが、その実現のためには毎年四〇億ドルから六〇億ドルのあらたな援助が必要とされるといふ。六〇億ドルという数字を採用し、これを先進国の大人およそ六億人で頭割りすると、大づかみにいって毎年一人当たり約一〇〇ドルの寄付がなされれば、ミレニアム開発目標の費用が賄われることになる。先進国の平均年収を二七五〇〇ドルとすると、一〇〇ドルという数字はその〇・四パーセント弱に相当する。しかし、貧困層の割合の半減というミレニアム開発目標そのものが控えめであり、さらにまた〇・四という数字では訴求力が乏しいという理由から、シンガーは年収の一パーセントという数字を象徴的な数字として掲げる。なお、最近の『あなたが救える命』⁽¹⁰⁾ においては、だれがどれだけ負担すべきなのかという配分問題についての考察が含まれている。ここでの新しい論点はスライド制である。累進課税制のよ

うに、年収が高くなるにつれて寄付の割合を高めてゆくべきだという提言である。

ここでは『ひとつの世界』の提言を採用してみる。年収のパーセントを寄付するという指針は、どのように判断されるだろうか。ひとつの数字として、二〇一二年度の日本の所得の中央値である四三二万円を参考にする。そのパーセントを計算すると、毎年四万三二〇〇円が寄付されなければならないことになる。月にならすと約三六〇〇円という金額が導かれる。これはシンガールの弱いバージョンにくらべてさえ、はるかに低いだろう。はたして、これは過大な負担と判断されるだろうか。それとも妥当な負担だと判断されるだろうか。

制度への義務

個人の寄付はもちろん重要であるが、貧困を解決していくための制度づくりも同じように重要である。たとえば『貧困の倫理学』第6章において、私はシユーの制度論を検討した。そこで言及したように、人びとの援助を効率的にまとめあげるためには制度が必要となる。あるいは、各人の負担を公平なものにするためにも制度が必要になる。そもそも一人ひとりの個人は特定の場所で生活をしなければならないから、すべての個人が貧困の地へと直接におもむき、そこで活動することはままならない。だから、実際の活動は専門家集団にゆだねることになるわけだが、そうした集団が活動してゆくためにも一定の制度が必要になる。また、『貧困の倫理学』第4章のポツゲの議論において言及したように、今日の世界的貧困がグローバルな加害的制度によって生み出されている可能性があるとするれば、そうした加害的制度を正してゆく必要がある。

このように考えてゆくと、貧困解決に向けてさまざまな制度を正したり構築したりすることも、一人ひとりの課題になってゆく。とはいえ、そうしたグローバルな制度設計という課題は、個人の生活から懸け離れた領域にある問題であり、それだから個々人の手の届かないところにある課題のように思われるかもしれない。たしかに、各人の行動が直接にグローバルな制度の創出に結びつくということはなかなか実感したいから、このような印象が生じるのはもつともなことである。しかし、すべては一人ひとりから始まるほかない。そのこともまた事実であろう。

しかも、グローバルな制度改革へといたる道筋は存外にまっすぐで、短いものであるかもしれない。そのことを確認するために、ある計算方法⁽¹¹⁾を援用してみる。

軍事費と貧困問題

ストックホルム国際平和研究所は、二〇一四年の世界の軍事費は一兆七七六〇億ドルであったと推定した⁽¹²⁾。いくたびか触れたように、国際社会は貧困の半減を含むミレニアム開発目標を立てており、その目標達成には四〇〇億から六〇〇億ドル程度が必要であると見積もられている。ここでも六〇〇億ドルという数字を採用して単純計算すると、二〇一四年の軍事費の三・四パーセント程度でミレニアム開発目標のための費用が賄われてしまうことになる。これは愕然とさせる数字ではないだろうか。軍事費のわずかばかりの削減によって、世界的貧困の解決のための費用が捻出できるのだからである。だが、この世界はそうようになっていない。世界的貧困は未解決のままで、毎年膨大な軍事費が浪費されてゆくのである。貧困という視点から見たととき、このような世界のあり方それ自体が反倫理的なのではないか、という疑念さえ生まれてくる。

いうまでもなく、ある国で民主制が真に機能しているのなら、その国の税の使い道を決めるのは、その国民のほかにだれもないということに注意しなければならない。政府の軍事政策を最終的に裁可しているのは、政府とあいだにどれほどの距離があるにしても、やはり国民である。軍事費を減らし、余った予算を貧困問題の解決にふり向けるよう政府に促すことが、その国の国民には可能である。このことは、制度への義務のひとつのかたちとなるように思われる。そして、この義務の実現はなにか特別なことではなく、何年かに一度おこなわれる国政選挙の際に投票によって実現可能なことであろう。ことは軍事費にかぎらない。一国の予算をなにに当てるのかという問題は、国政選挙の中心論点である。世界的貧困を解決するために予算をふり向けるよう一国の政府に働きかけることもまた、飢えに抗う義務を履行することにほかならないのである。

2 世界税の構想

グローバル・タックスとは

軍事費の問題に触れたので、その話題をもうすこし敷衍してみる。たとえば、各国の軍事費に三パーセント程度の課税をおこなってはどうか。軍事費を増やせば、各国はさらに多くの税を納めなければならなくなるという仕組みである。そして、集められた税金をグローバルな貧困問題の解決に当てるのである。⁽¹³⁾ たしかに、現実の世界においては、そうした課税と徴税を実施しうる体制は整っていない。しかし、そのような体制が整ったとしたら、貧困の解決のための財源を大規模に安定的に獲得することが可能になるだろう。このような国境をこえた課税の構想を、グローバル・タックス、あるいは世界税と呼ぶことがある。貧困問題にかぎらず地球環境問題など地球規模の問題を解決するための地球規模での課税制度である。

グローバル・タックスに関する包括的で体系的な研究書をものした上村雄彦によれば、グローバル・タックスとはつぎのような制度のことをいう。

グローバルなモノや活動にグローバルに課税し、グローバルな活動の負の影響を抑制しつつ税収を上げ、それをグローバル公共財の供給やグローバル公共善の実現のために、グローバルに再分配する税のシステム⁽¹⁴⁾。

(8) 密度の高い定義であるから、すこし解きほぐしておく。ここでグローバルなモノと呼ばれるものには、金融資産のみならず二酸化炭素や自然資源なども含まれる。グローバルな活動と呼ばれるものには、国際通貨取引や飛行機の運航などが含まれる。こうしたモノや活動にたいする課税はふたつの効果をもちうる。ひとつは、グ

ローバルな活動がもたらす負の影響を抑制することである。たとえば、地球温暖化問題との関連で注目されている地球炭素税 (Global Carbon Tax) がある。地球炭素税とは二酸化炭素の排出量におうじて課税してゆくもので、排出量の多い国や企業にたいする排出抑制効果が期待されている。もうひとつは、税収を財源として、グローバルな公共善を実現することに貢献することである。おなじく炭素税を例にすれば、炭素税は、二酸化炭素の排出をおさえる技術を開発したり、それを発展途上国に普及させたりするための財源として役立てられるだろう。

グローバル・タックスという構想は、『貧困の倫理学』第5章において触れたグローバルな配分的正義を実現するための、ひとつの方策となりうる。グローバル・タックスの課税対象となるのは、地球規模での活動からより多くの利益を手に行っている者たち、あるいは地球規模での活動によってより多くの損害を与えている者たちである。そして、グローバルな活動の恩恵を受けられない者たち、あるいはグローバルな活動によって危害を被っている者たちにもけた施策のために税が移動してゆく。グローバル・タックスをつうじて財や富の再配分がおこなわれ、そのことによつて富や犠牲の偏在が解消されるなら、グローバル・タックスはある種の配分的正義に貢献するものとなるのである。それだから、グローバル・タックスは、グローバル化したこの世界がどのように存在するのならば好ましいのか、どのような世界のかたちが望ましいのか、という正義の構想と密接に結びついている。

グローバル・タックスという構想は耳新しく感じられるけれども、それほど新奇なものではない。それは国連の内部で何度も検討されたが、しかし実現されず店晒しにされてきた構想である。メンデスによれば、国連では一九七〇年代からグローバル・タックスの構想が練られていた。これまでの国連、あるいは関係諸機関におけるグローバル・タックス構想の変遷については、メンデスの論考に譲る。¹⁵⁾ここでは、上村の著作などを参考にして、グローバル・タックスの代表的な構想を概観する。

通貨取引への課税

グローバル・タックスの構想にはつぎのようなものがある。地球炭素税、天然資源税、航空燃料税、船舶税、排出権取引税、海峡使用税、移転価格税、通貨取引税、通貨取引開発税、金融取引税、多国籍企業附加税、タックス・ヘイブン税、外国直接投資税、富裕税、武器売上税、武器取引税、航空券使用税などである。経済活動への課税として有名な構想はトービン税である。これはアメリカの経済学者でノーベル経済学賞を受賞したトービンが提唱したものである。この構想は、一九七一年のニクソン・ショック、そして一九七三年の変動為替相場制への移行によるブレトン・ウッズ体制の終焉という動きのなかで生まれた。この国際通貨体制の大激変は、投機的な通貨取引によって為替相場が不安定化することを予想させるものであった。トービンは、投機的な通貨取引による不安定性から為替相場をまもるための課税制度を構想した。それがトービン税である。それは通貨取引に課税することで、投機的な取引を抑制することを目指している。トービン税は、金融業界や主流派経済学からの批判によって店晒しの憂き目にあっていたが、一九八七年のブラック・マンデーなどの度重なる通貨危機の経験から、その存在感が増しつつあるという。

今日の国際的通貨取引の飛躍的増大という現実を受け、また通貨取引への課税の実行可能性に留意して、あらたに通貨取引開発税というグローバル・タックスが構想されている。¹⁶⁾ トービン税と通貨取引開発税とのあいだには違いがあるが、そのなかでも援助論の文脈で注目すべきは両者の目的である。トービン税が為替相場の安定を目的としていたのに対し、通貨取引開発税の場合、グローバル経済によって莫大な利益をえている金融業者からわずか徴収し、グローバル化によって不利益を被る者たちに富を再配分することを目的としている。

なお、管見に触れた構想としては、一九九二年に設立された独立の国際的委員会であるグローバル・ガバナンス委員会による一九九五年の報告書『私たちのグローバルな隣人』¹⁷⁾が興味を引いた。そこでは、人口、貧困、環境、安全というグローバルな問題を解決するための資金調達方法として、多国籍企業への課税のほかに、グローバルな

共有財 (global commons) を利用した者への課税が提言されている。海洋、電波、宇宙空間、南極などは人類の共有財であつて、それを使用した者にたいして課税するというのである。したがつて南極での活動にたいする課税、静止軌道にある人工衛星への課税、電磁スペクトルにたいする課税などが提言されている。

ポツゲとグローバル資源配当

グローバル・タックスという文脈で触れておくべきは、『貧困の倫理学』第3章で検討したポツゲによる提言であろう。⁽¹⁸⁾ポツゲの主張を振り返つておく。ポツゲによると、豊かな国に住む者たちは、グローバルな加害的制度的なかに住み、そこから利益を得ているかぎりで、異国の貧困者にたいして危害を加えている。したがつて、他者危害を禁じる消極的義務に背いている。このような消極的義務に違背する状況を解消するための選択肢にはながあるだろうか。ひとつは、グローバルな制度から降りてしまうことであろう。しかし、そのような生き方を選択することは、仙人にでもなるのでないかぎり非現実的であろう。また、そのような選択肢によつては、それまでに加担してしまつた危害は償われない。残るのは、グローバルな制度による危害を解消するという選択肢である。つまり、グローバルな制度それ自体を加害的ではないものへと改訂してゆくという選択肢が選られなければならない。

ポツゲは、『世界的貧困と人権』のなかで、グローバルな制度の改訂にむけたふたつの構想を披瀝している。ひとつがGRD (Global Resource Dividend)、すなわちグローバル資源配当という構想である。自然資源があるけれども貧しい国々において、政府によつてその自然資源が排他的に所有される状況を変え、自然資源にたいする権限を貧困層にも認めるといふ構想である。たとえば、政府が石油などの自然資源を採掘し販売するとき、その利益の一部が基金として蓄えられ、それが貧困層の持ち分として配当されることになる。

GRDからの収益は、あらゆる人間が尊厳を持ちつつ自らのベーシック・ニーズを満たすことを保証するよう使

われることになる。その目標は、たんに貧困層の栄養や医療ケア、衛生状態を改善することにとどまらず、彼らが自身にとっての基本的利益を自らの手で定義し実現することを可能ならしめることにもある。⁽¹⁹⁾

基金への支払いは自然資源を取引する政府に課されるだろうが、しかし最終的にそれを負担するのは自然資源の消費者である。とりわけグローバルな制度をつうじて自然資源を大量に消費している先進国の消費者たちが、その負担者となるだろう。ポツゲの試算によると、グローバルな生産のパーセントという額をGRDに割り当てると、年間に約三二〇億ドルの資金が集まることになる。この額は、豊かな国々が発展途上国の基本的な社会的サービスのために現在支出している額の八六倍に相当する。⁽²⁰⁾

もうひとつの提言は新薬の開発に関わるものである。貧困はそれに関連する疾病や死を引き起こすわけであるが、この状況を改善するにはふたつの方法が考えられる。貧困の除去と医学的介入である。後者の一例が新薬開発である。貧困に関連する病にたいして効果的な新薬が安価に提供されるようになれば、貧困による疾病や死を防ぐことが可能になる。しかし、製薬会社はそうした新薬開発には向かっていないようであり、また今日の知的所有権が阻害条件となり、安価な新薬の提供は困難である。そこで、ポツゲは、開発費用などをまかなえるような基金について構想する。この基金は先進諸国が負担することになる。その構想によれば、新薬を開発した企業には、この基金から研究開発費用や一定の利潤が提供される。そのかわりに、この基金を利用する製薬会社は、他社によって安く新薬が製造されることを承認しなければならぬ。なお、ポツゲはこれに関連して「ヘルス・インパクト基金」という組織を立ち上げている。⁽²¹⁾

グローバル・タックスにたいする批判

もちろん、グローバル・タックスにたいする批判を提示することはたやすい。グローバルに課税しグローバルに

配分するための組織が不在なのである。そのような組織が不在であるならば、グローバル・タックスはいわば絵に描いた餅にとどまってしまうだろう。あるいは、課税と配分という作業は強力な後ろ盾が必要であるから、そうした作業をになう組織は強大な世界国家のようなものになってしまふ、という批判も可能かもしれない。しかし、国連の内部でグローバル・タックスという選択肢がすでに検討されていたという経緯を考へるならば、おそらく国連に一機関が設置されるということが現実的な選択肢になってゆくのもかもしれない。また、ある種の税に関しては国家間での協定によって可能になるものもあるかもしれない。

ちなみに、上村は、グローバル・タックスの導入がグローバル・ガバナンスの構築におおきく貢献することになるだろうと、期待を寄せている。たとえば、税の人口と出口が透明化されなければならないだろう。あるいは、納税者は税の使い道についてみずからの関与を要求するかもしれないから、政策の民主化がより強く要求されることになるだろう。あるいは、税の制度や運用について説明責任を果たすことが、より強く求められることになるだろう。このようにして、グローバル・タックスは地球規模の問題解決に資するだけではなく、いまだ構築されていないグローバル・ガバナンスへの契機となる。それが上村の見立てである。

3 資本制の問題

ナオミ・クラインの問題提起

最後に、資本制をめぐる幾つかの問題に触れる。この世界のありかたを理解するためには、資本制の影響を無視することはできない。経済のグローバル化と呼ばれるものが資本制のグローバル化から切り離しえず、したがって経済のグローバル化とともに資本制がこの世界全体を席卷しているからである。これが今日の世界の存在様式であることについては疑いえないであろう。この存在様式を肯定的に評価する者たちもいるだろう。しかし、資本制を

手放しで肯定することはできないように思われる。なぜなら、資本制には固有の「暴力」が備わっているからである。たとえば、ナオミ・クラインは『ブランドなんかいらない』において「搾取工場」の実態を克明に描いた。一例を引く。

フィリピンの労働法を守らない工場は無数にある。たとえば、いくつかの工場では、1日2回の15分間の休憩以外にはトイレに行かせず、普段は鍵がかけられている。トイレを使う際は、働いていない時間を明確にするため、出入りの時間が記録される。：「略」：労働者に工場周辺の草むしりをさせるオーナーもいれば、床やトイレ掃除をさせるところもある。換気は悪く、防護用具もほとんどない。：「略」：法定最低賃金をかろうじてもらっている労働者もいるが、ほとんどが任意放棄のおかげで、それより低い賃金しかえられないのが現状だ。²²

こうした長時間労働、低賃金労働への欲望が資本の本性に属していることは否めないであろう。この傾向によって働く者たちの生命や自由が損なわれているとしたなら、その事態は「資本の暴力」と呼ぶことができるだろう。資本制がグローバル化する過程で、資本の暴力が剥き出しのまま行使されているのだとすれば、それをいかにしてコントロールするのが重要な問題となる。ここでは、伊藤泰彦『貧困の放置は罪なのか』に依拠して、そのコントロールの試みを概観する。

搾取工場改革

ナオミ・クラインが描くような工場は、搾取工場 (sweatshop) と呼ばれることがある。そのような搾取工場を改革するためには、「世界人権宣言」第二三条において掲げられた人間的な労働環境、実質的な賃金保障、労働基本権を保障することが必要である。そのように伊藤は述べる。第二三条を引く。

第二三条

(一) 何人も、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な労働条件を獲得し、失業に対して保護をうける権利を有する。

(二) 何人も、いかなる差別もうけることなく、同等の労働に対して同等の報酬をうける権利を有する。

(三) 何人も、労働するものは、自己および自己の家族に対して人間の尊厳に値する生活を保障し、かつ、必要な場合には、他の社会的保護の手段によって補足される公正かつ有利な報酬をうける権利を有する。

(四) 何人も、自己の利益を保護するために、労働組合を組織しかつこれに加入する権利を有する。⁽²³⁾

搾取工場の問題点の一つに長時間労働があるのだとすれば、第二四条もまた遵守されなければならないだろう。

第二四条

何人も、労働時間の合理的な制限と定期的な有給休暇とを含む休息および余暇を得る権利を有する。⁽²⁴⁾

こうした条項を読むと、この国の労働環境に思いを馳せることにもなるけれど、ここでは措く。いずれにしても、異国の労働の現場でこのような人権が侵害されていることと私たちの生活とはけっして無縁ではない。

グローバル・コンパクト

さて、このような改革を実現するための方策として、グローバル・コンパクト (global compact) という試みが存在している。グローバル・コンパクトの発端は、一九九九年の世界経済フォーラム (ダボス会議) において、当

時の国連事務総長であったアナンが提唱したことにある。それは企業をはじめとする諸団体が自発的に参加する協定 (compact) のことであって、これに参加した企業は、人権、労働基準、環境、腐敗防止のために活動すること²⁵⁾が求められることになる。グローバル・コンパクトは具体的には一〇個の原則からなっている。

【人権】

原則1 企業は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、

原則2 自らが人権侵害に加担しないよう計らうべきである。

【労働】

原則3 企業は、組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、

原則4 あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、

原則5 児童労働の実効的な廃止を支持し、

【環境】

原則7 企業は、環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、

原則8 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、

原則9 環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

【透明性と腐敗防止】

原則10 企業は、強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。

(16)

伊藤によると、グローバル・コンパクトにたいする批判には、おもにふたつのタイプがあるという。ひとつは、グローバル・コンパクトに参加している企業はもともと優良な企業であって、搾取工場と関係のあるような企業は

そもそもグローバル・コンパクトには参加しないのではないか、という批判である。もうひとつは、グローバル・コンパクトは自主的な努力目標であって、外的な強制力をもたないがゆえに効力が弱いのではないか、という批判である。⁽²⁶⁾ いずれも正しい批判であろうが、だからといってグローバル・コンパクトの試みが無意味であるということにはならないだろう。この取り組みが拡大して一種の規範性を獲得することもまた考えられるからである。

フェアトレード

グローバル・コンパクトが、生産や労働の現場における正義という問題に関係するとすれば、つぎに触れるフェアトレード (Fair Trade) は、貿易構造における正義にかかわる。単一作物の輸出に依存している生産者は、市場価格の変動によって、不当に安く商品売らざるをえなくなることがある。あるいは、国際的な貿易力学のもとで、低賃金の労働から抜け出せなくなっているかもしれない。さらには、家庭の貧困のゆえに児童労働に従事せざるをえない子どもたちも存在している。こうした弱い立場の生産従事者にたいして、その有利になるよう貿易条件を設定し、その条件のもとで貿易を実施するための枠組みが、フェアトレード、つまり公正な貿易という枠組みである。フェアトレードの世界的な組織である世界フェアトレード機関 (World Fair Trade Organization) は、一〇の原則を掲げている。⁽²⁷⁾

- 原則 1 経済的に不利な生産者のための機会の創出
- 原則 2 透明性と説明責任
- 原則 3 公正な取引の実践
- 原則 4 公正な価格の支払い
- 原則 5 いかなる児童労働と強制労働もおこなわないことの保障

- 原則 6 差別をしないこと、ジェンダーの均等、女性の経済的権限強化、結社の自由への取り組み
- 原則 7 良好な労働条件の保障
- 原則 8 能力形成の保障
- 原則 9 フェアトレードの推進
- 原則 10 環境への配慮

グローバル・コンパクトにむけられた批判が、おなじようにフェアトレードの試みにも妥当するかもしれない。さらに、大企業がフェアトレードを実践していないような現実にあつては、そのフェアトレード運動のもたらす効果は限定的なものかもしれない。とはいえ、だからといってフェアトレードが無意味であるわけではないだろう。このような運動が存在することによってオルターナティブの存在が明示され認知されるなら、それはひとつの意義をもつはずだからである。

おわりに

本稿を閉じるにあたって、最後に、援助をなすことが孕む問題性に簡単に触れておく。この問題性は、イースタリーが『傲慢な援助』で指摘しているものである。イースタリーによれば、巨額の資金や莫大な労力がすでに費やされているにもかかわらず、貧困問題は解決されていない。イースタリーは、このことについて手厳しい批判を加えた。イースタリーは、これまでの援助は主としてプランナーによって支配されてきたと批判する。プランナーの特徴はビッグプランを構想することである。「世界大の見取り図を書く⁽²⁸⁾」ことによって貧困を解決しようとする者たちが、プランナーである。「プランナー」は自分で答えが分かっていると思いきんでいて、貧困問題も技術的な

問題で、自分が思っている解答にしたがって行動すれば解決できると考えている⁽²⁹⁾。しかし、こうしたプランナー型の援助は、かならずしも成功しているとはいえない。そのような診断にもとづいて、イースタリーはべつのアプローチを提唱する。サーチャー型のアプローチである。

サーチャーは、社会工学的に上から世界を設計することは不可能だと考え、現場の複雑な関係にそくして試行錯誤を繰り返す者たちのことである。「サーチャー」は、問題を抱えるその国の当事者こそが問題解決のための知識を持つていて、大部分の解決策はその国で志向されるべきだと考えている⁽³⁰⁾。なにがどのようになされなければならないのか、そのことはまさに現場の複雑な関係のなかで探られていくほかない。そのようなイースタリーの批判は、大変に示唆的であるように思われる。なにをなすかということは、どのようになされるかということと無関係ではない。トップダウン式に決められた「なにをなすべきか」のリストは、おそらくトップダウン式に実行されがちだろう。その意味で、どのようになされるのかという視点から、なにをなすべきかが問い直されていかなければならない。本稿で触れた提言についてもまた、そのような視点からつねに吟味されなければならないであろう。そのことを指摘し、本稿を閉じることにする。

〔注〕

- (1) 馬淵浩二『貧困の倫理学』平凡社、二〇一五年。
- (2) 上村雄彦『グローバル・タックスの可能性——持続可能な福祉社会のガヴァナンスをめざして』ミネルヴァ書房、二〇〇九年。
- (3) 伊藤恭彦『貧困の放置は罪なのか——グローバルな正義とコスモポリタニズム』人文書院、二〇一〇年。
- (4) Singer, P., "Famine, Affluence, and Morality," in *Philosophy and Public Affairs*, 1:3 (Spring 1972) reprinted in Pogge, Th. and Horton, K. eds., *Global Ethics: Seminal Essays*, Paragon House, 2008.

- (5) *ibid.*, p. 5.
- (6) *ibid.*, p. 12.
- (7) P・シンガー『実践の倫理』山内友三郎監訳、昭和堂、一九九九年、二九五―二九六頁。
- (8) 同書、二九六頁。
- (9) P・シンガー『グローバルゼーションの倫理学』山内友三郎他監訳、昭和堂、二〇〇五年、二四五頁。
- (10) P・シンガー『あなたが救える命——世界の貧困を終わらせるために今すぐできること』児玉聡・石川涼子訳、勁草書房、二〇一四年、第一〇章。
- (11) 田中優・樫田秀樹・メキタシヤコ編『世界から貧しさをなくす30の方法』合同出版、二〇〇六年。
- (12) Stockholm International Peace Research Institute, “Trends in World Military Expenditure, 2014.” 同報告は以下のウェブサイトで読むことができる。<http://books.sipri.org/files/FS/SIPRIFS1504.pdf>
- (13) このように書くと、貧困解決のために軍事費が固定化されてしまうと、貧困問題の解決という倫理的な行為が軍事という、ときに倫理的に疑わしい事柄に依存してしまうとかいった批判がなされるだろう。私もそうした批判の正当性を受け入れる。ここでは、あくまでもグローバル・タックスという話題への導入役として、この記述を理解していただきたい。
- (14) 上村、前掲書、一七七頁。
- (15) Mendez, Ruben P., “Global Taxation: the Rise, Decline and Future of an Idea at the United Nations,” *Governance Mondiale*, No.04 2002, Institut du développement durable et des relations internationales, 2002.
- (16) 上村、前掲書、二〇六頁以下。
- (17) The Commission on Global Governance, *Our Global Neighbourhood*, Oxford University Press, 1995.
- (18) なお、消極的義務概念にもとづくポツゲの援助論にたいする私の立場については、拙稿を参照されたい。「援助論における義務の問題——消極的義務と積極的義務のはざま」、『中央学院大学人間・自然論叢』第三九号、中央学院大学商学部・法学部、二〇一五年。
- (19) Th・ポツゲ『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか——世界的貧困と人権』立岩真也監訳、生活書院、二〇一〇

年、三〇四頁。

- (20) Th・ポツゲ「現実的な世界の正義」児玉聡訳、『思想』九九三号、岩波書店、二〇〇七年、一一六頁。
- (21) <http://healthimpactfund.com>
- (22) N・クライン『ブランドなんかいらぬ』大月書店、二〇〇九年、一一三頁以下。
- (23) 「世界人権宣言」、高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』岩波文庫、岩波書店、一九五七年、四〇六―四〇七頁。
- (24) 同書、四〇七頁。
- (25) http://www.ungcin.org/gc/pdf/GC_10.pdf。訳文を一部変更した。
- (26) 伊藤、前掲書、一一三頁。
- (27) <http://www.wto.com/fair-trade/10-principles-fair-trade/>
- (28) W・イースタリー『傲慢な援助』小浜裕久ほか訳、東洋経済新報社、二〇〇九年、九頁。
- (29) 同所。
- (30) 同所。